

特定地域向け音声利用 I P 通信網サービス契約約款の一部改正
新旧対照

旧	新
<p>附 則（令和 7 年 9 月 30 日企営第 155500000767 号） （実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、令和 7 年 10 月 1 日から実施します。 （経過措置）</p> <p>2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 （工事費の割引）</p> <p>3 当社は、令和 7 年 10 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に光回線電話及びワイヤレス固定電話の設置（総合デジタル通信サービス契約約款において提供する第 2 種総合デジタル通信サービス、I P 通信網サービス契約約款において提供するメニュー 5 に係る I P 通信網サービス、音声利用 I P 通信網サービス契約約款において提供する第 1 種サービス及び第 2 種サービス並びに特定地域向け音声利用 I P 通信網サービス契約約款において提供する光回線電話及びワイヤレス固定電話の契約の解除を伴う場合を除きます。）に関する工事（その契約者回線の工事に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が 3,000 円（税込価格 3,300 円）であるものを除きます。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、令和 8 年 6 月 30 日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったときは、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）については、料金表第 2 表第 1 の 2 に規定する額に代えて 2,000 円（税込価格 2,200 円）を適用し、回線終端装置工事費については適用しません。</p> <p>ただし、契約者回線の設置場所において当社による工事を行う必要がないと当社が判断した場合であって、光回線電話契約者及びワイヤレス固定電話契約者からその場所における当社による工事の請求があった場合は、この限りではありません。</p>	<p>附 則（令和 7 年 9 月 30 日企営第 155500000767 号） （実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、令和 7 年 10 月 1 日から実施します。 （経過措置）</p> <p>2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 （工事費の割引）</p> <p>3 当社は、令和 7 年 10 月 1 日から令和 8 年 5 月 31 日までの間に光回線電話及びワイヤレス固定電話の設置（総合デジタル通信サービス契約約款において提供する第 2 種総合デジタル通信サービス、I P 通信網サービス契約約款において提供するメニュー 5 に係る I P 通信網サービス、音声利用 I P 通信網サービス契約約款において提供する第 1 種サービス及び第 2 種サービス並びに特定地域向け音声利用 I P 通信網サービス契約約款において提供する光回線電話及びワイヤレス固定電話の契約の解除を伴う場合を除きます。）に関する工事（その契約者回線の工事に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が 3,000 円（税込価格 3,300 円）であるものを除きます。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、令和 8 年 8 月 31 日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったときは、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）については、料金表第 2 表第 1 の 2 に規定する額に代えて 2,000 円（税込価格 2,200 円）を適用し、回線終端装置工事費については適用しません。</p> <p>ただし、契約者回線の設置場所において当社による工事を行う必要がないと当社が判断した場合であって、光回線電話契約者及びワイヤレス固定電話契約者からその場所における当社による工事の請求があった場合は、この限りではありません。</p>
	<p>附 則（令和 8 年 3 月 26 日企営第 155500000894 号） （実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、令和 8 年 4 月 1 日から実施します。 （経過措置）</p> <p>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 （その他）</p> <p>3 企営第 155500000767 号（令和 7 年 9 月 30 日）の附則第 3 項中「令和 8 年 3 月 31 日」を「令和 8 年 5 月 31 日」に、「令和 8 年 6 月 30 日」を「令和 8 年 8 月 31 日」に改めます。</p>